

## 第4章 防災指針

### 4-1 防災指針の検討

#### (1) 防災指針とは

気候変動の影響により、近年、全国各地で自然災害による被害が発生しています。頻発・激甚化する自然災害に対応するためには、堤防や下水道などのハード整備とともに、想定される災害リスクを分析し、まちづくりにおいて総合的な防災・減災対策を講じていくことが重要です。

このような背景により、令和2年に、都市再生特別措置法が一部改正され、立地適正化計画に「防災指針」を定めることが必要となりました。

都市計画運用指針において、「防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能の確保を図るための指針であり、当該指針に基づく具体的な取組と併せて立地適正化計画に定めるもの」と記載されています。

伊勢市においても、平成29年台風第21号では観測史上最大の降雨量となり、市内各地の河川の氾濫や内水氾濫により、大きな被害が発生しました。今後も、市街地等を含めて洪水浸水、津波浸水、土砂災害などの各種災害の発生が想定されています。

このことから、現行の居住誘導区域について、伊勢市で想定されている各種災害のハザード情報と、避難所や建物分布、市民の生活を支える生活支援施設を重ね合わせ、災害リスクの高いエリアの抽出と課題を整理する「災害リスクの分析」を行った上で、災害に強いまちづくりに向けた考え方を整理します。

#### ■防災指針の検討の流れ

#### 4-2 災害リスクの分析

現行の居住誘導区域において、水災害による浸水深等の「ハザード情報」と避難所や建物分布、生活支援施設といった「都市情報」を重ね合わせ、避難や施設の継続利用の可能性などの視点ごとに、災害リスクが高いエリア、その他の災害リスクエリアを抽出し、防災上の課題を整理します。

#### 4-3 防災に関する方針・施策

##### (1) 防災に関する基本方針

災害リスクの分析による防災上の課題を踏まえ、基本方針を設定します。

##### (2) 取組方針

基本方針を踏まえ、災害リスクを回避する、災害リスクを低減するといった取組方針を設定します。

##### (3) 防災施策

災害リスクを回避する、災害による被害を低減するといった取組方針ごとに、防災施策を整理します。

## 第4章 防災指針

### (2) 対象とするハザード情報

災害リスクの分析の対象とするハザード情報は、法改正の趣旨を踏まえて頻発・激甚化する水災害（洪水、内水、高潮）及び土砂災害、南海トラフ地震に伴う津波災害を対象とし、地震に伴う液化化や家屋倒壊は対象外とします。

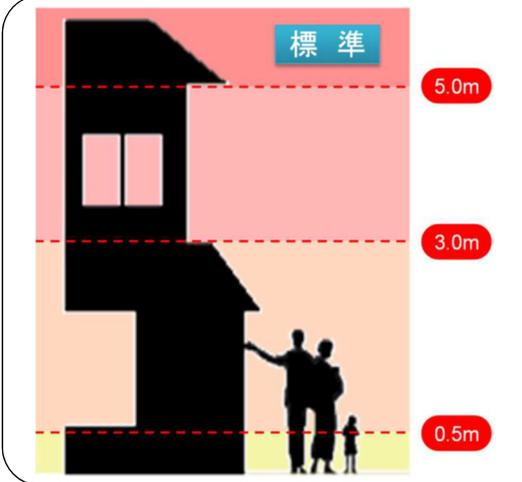
災害種別	ハザード情報	ハザードの概要	出典
洪水	洪水浸水想定区域（高頻度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域（高頻度）とは、10年に1回程度の規模（1/10）の降雨により、宮川水系宮川・勢田川が氾濫した場合に想定される浸水区域です。</li> <li>河川管理者（三重河川国道事務所）が作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮川水系宮川・勢田川水害リスクマップ検討資料－外水氾濫のみ考慮－（令和2年度末時点）</li> </ul>
	洪水浸水想定区域（中頻度）	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域（中頻度）とは、50年に1回程度の規模（1/50）の降雨により、宮川水系宮川・勢田川が氾濫した場合に想定される浸水区域です。</li> <li>河川管理者（三重河川国道事務所）が作成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>宮川水系宮川・勢田川水害リスクマップ検討資料－外水氾濫のみ考慮－（令和2年度末時点）</li> </ul>
	洪水浸水想定区域（計画規模）	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域（計画規模）とは、水防法の規定に基づく計画降雨により、各河川（宮川、勢田川、五十鈴川、外城田川、桧尻川、汗谷川など）が氾濫した場合に想定される浸水区域です。</li> <li>区域は河川管理者により指定・公表されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三重河川国道事務所 HP（洪水浸水想定区域図）</li> <li>三重県 HP（浸水想定区域図）</li> </ul>
	洪水浸水想定区域（想定最大規模）	<ul style="list-style-type: none"> <li>洪水浸水想定区域（想定最大規模）とは、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨により、各河川（宮川、勢田川、五十鈴川、外城田川、桧尻川、汗谷川など）が氾濫した場合に想定される浸水区域です。</li> <li>区域は河川管理者により指定・公表されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三重河川国道事務所 HP（洪水浸水想定区域図）</li> <li>三重県 HP（浸水想定区域図）</li> </ul>
	家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）	<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）とは、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域です。</li> <li>区域は河川管理者により指定・公表されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三重河川国道事務所 HP（洪水浸水想定区域図）</li> <li>三重県 HP（浸水想定区域図）</li> </ul>
	家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）	<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸浸食）とは、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水による河岸の浸食により、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域です。</li> <li>区域は河川管理者により指定・公表されています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三重河川国道事務所 HP（洪水浸水想定区域図）</li> <li>三重県 HP（浸水想定区域図）</li> </ul>
雨水出水（内水）	内水浸水想定区域（想定最大規模）	<ul style="list-style-type: none"> <li>内水浸水想定区域（想定最大規模）とは、想定し得る最大規模の降雨を設定し、浸水区域及び浸水深をシミュレーションした結果に加え、平成29年台風第21号の浸水実績調査結果に基づき、集水桝やマンホールなどから水が溢れて起こる浸水の発生が想定される区域です。</li> <li>区域は市が公表しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊勢市防災マップ（内水ハザードマップ）</li> </ul>
高潮	高潮浸水想定区域（想定最大規模）	<ul style="list-style-type: none"> <li>高潮浸水想定区域（想定最大規模）とは、伊勢湾沿岸において想定し得る最大規模の高潮による氾濫が発生した場合に想定される浸水区域です。</li> <li>区域は水防法の規定に基づき、三重県が公表しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三重県 HP（高潮浸水想定区域図）</li> </ul>
津波	津波浸水想定区域（理論上最大）	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波浸水想定区域（理論上最大）とは、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波があった場合に、浸水被害が想定される区域です。</li> <li>区域は津波防災地域づくりに関する法律に基づき、三重県が公表しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波浸水想定について解説（平成27年3月31日公表 三重県）</li> </ul>
土砂災害	土砂災害警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域です。</li> <li>区域は土砂災害防止法に基づき三重県が指定しています。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三重県 HP（土砂災害（特別）警戒区域の指定状況）</li> <li>国土交通省 HP（土砂災害防止法の概要）</li> </ul>
	土砂災害特別警戒区域	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害特別警戒区域とは、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域です。</li> <li>区域は土砂災害防止法に基づき三重県が指定しています。</li> </ul>	

## 4-2 災害リスクの分析

### (1) 災害リスクの高いエリアの抽出方法

災害リスクを分析するにあたり、各種災害のハザード情報について、災害時における「人や財産への影響」に着目して、以下のように整理します。

#### ■各種災害のハザード情報における災害リスクの高いエリアの抽出方法

ハザードの種類		災害リスクの高いエリア	その他の災害リスクエリア
水災害	洪水浸水 高潮浸水 内水浸水	<p><b>浸水深 3.0m 以上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気象等の事前情報による避難猶予があるものの、一般的な2階建の建物で垂直避難が困難であることから、水平避難が必要。</li> </ul>	<p><b>浸水深 0.5～3.0m</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>気象等の事前情報による避難猶予があるものの、垂直避難が困難な1階建の建物では水平避難が必要。</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>浸水深さが3.0mを超えると一般的な2階建の建物では垂直避難が困難となる。</li> <li>浸水深は、0.5mを超えると床上浸水となるため、2階への避難が必要となる。</li> </ul> <p>資料：水害ハザードマップ作成の手引き、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室／平成28年4月</p>	
家屋倒壊等 氾濫想定区域	<p><b>氾濫流</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川堤防の決壊又は洪水氾濫流により、木造家屋の倒壊の恐れがある区域であることから、水平避難が必要。</li> </ul> <p>●氾濫流</p> 	<p>※家屋倒壊等氾濫想定区域は災害リスクの高いエリアを指定するものであるため、その他の災害リスクエリアに該当する事項はありません。</p>	
	<p><b>河岸侵食</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>洪水時の河岸侵食により、家屋倒壊の恐れがある区域であることから、水平避難が必要。</li> </ul> <p>●河岸侵食</p> 		

ハザードの種類		災害リスクの高いエリア	その他の災害リスクエリア
水災害	津波浸水	<p style="text-align: center;"><b>浸水深 2.0m 以上</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>突発的に起こりうる地震に伴う津波は予想しにくい中、津波における2.0m以上の浸水深では、建物の全壊リスクが大幅に増加することから、水平避難が必要。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>浸水深 2.0m 未満</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>突発的に起こりうる地震に伴う津波は予想しにくい中、2.0m未満の浸水深では、建物が全壊する割合が大幅に低下するが、水平避難が必要。</li> </ul>
	津波浸水	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;">木造 (W)</p> <p style="text-align: center;">浸水深</p> <p style="text-align: center;">棟数割合</p> <p>■ 全壊 (流失) ■ 全壊 (1階天井以上浸水) ■ 一部損壊 (床下浸水)                  ■ 大規模半壊 ■ 半壊 (床上浸水) ■ 被災なし</p> </div> <div style="width: 50%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>木造建物が多い市街地での許容浸水深の目安として、「市街地 (集落) の壊滅的被害をもたらさない浸水程度としては、安全で確実な避難が可能であることを確認した上で、概ね2.0m未満」とされています。</li> </ul> <p>資料：「津波被災市街地復興手法検討調査 (とりまとめ)」(平成24年4月 国交省都市局)</p> </div> </div>	
土砂災害	土砂災害	<p style="text-align: center;"><b>土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止法において、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずる恐れがあると認められる区域」に指定されていることから、警戒情報に留意し水平避難が必要。</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害防止法において、「急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域」に指定されているものの、開発行為に対する制限等は為されていないことから、警戒情報に留意し水平避難が必要。</li> </ul>
	土砂災害	<p><b>【土砂災害の種類】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><b>土石流</b>：長雨や集中豪雨などによって、山から崩れてきた岩や土砂が水と一緒にあって一気に下流へ押し流されるものです。</li> <li><b>がけ崩れ</b>：急な斜面が崩れることをいいます。地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちます。</li> <li><b>地すべり</b>：斜面の一部あるいは全部が、地下水の影響と重力によって、ゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。</li> </ul> <p style="text-align: right;">資料：NPO 法人土砂災害防止広報センター</p> <div style="display: flex; justify-content: flex-end; align-items: center;"> </div>	

(2) 災害リスクの分析の視点

前頁までの災害リスクの高いエリアの抽出方法を踏まえ、現行の居住誘導区域（H30.3）において、「発災時の避難への影響」と「災害後の市民生活への影響」に着目して、「ハザード情報」と「都市情報」の重ね合わせにより分析を行います。

「発災時の避難への影響」については、ハザード情報と災害対策基本法の規定による指定緊急避難所（以下、「避難所」という。）との重ね合わせにより「避難所の立地」、建物分布と階数や構造との重ね合わせにより「垂直避難での対応」についての分析を行います。

「災害後の市民生活への影響」については、ハザード情報と市民生活を支える生活支援施設（医療施設・商業施設・子育て施設・学校・福祉施設）との重ね合わせにより「施設の立地」についての分析を行います。

■災害リスクの分析に用いるハザード情報・都市情報

分析の視点			発災時の避難への影響		災害後の市民生活への影響
			視点1 避難所の立地	視点2 垂直避難での対応	視点3 施設の立地
都市情報			避難所 (ハザード別)	建物分布・ 階数・構造	生活支援施設
ハザード 情報	洪水浸水 想定区域	高頻度	●（洪水・土砂）	●（階数）	●
		中頻度	●（洪水・土砂）	●（階数）	●
		計画規模	●（洪水・土砂）	●（階数）	●
		想定最大規模	●（洪水・土砂）	●（階数）	●
		家屋倒壊等氾濫想定区域	●（洪水・土砂）	●（構造）	●
	内水浸水想定区域		●（洪水・土砂）	●（階数）	●
	高潮浸水想定区域		●（洪水・土砂）	●（階数）	●
	津波浸水想定区域		●（津波）	●（構造）	●
土砂災害警戒区域・ 土砂災害特別警戒区域		●（洪水・土砂）	●（構造）	●	

●：重ね合わせる建物情報

## 第4章 防災指針

### 視点1 避難所の立地は安全か

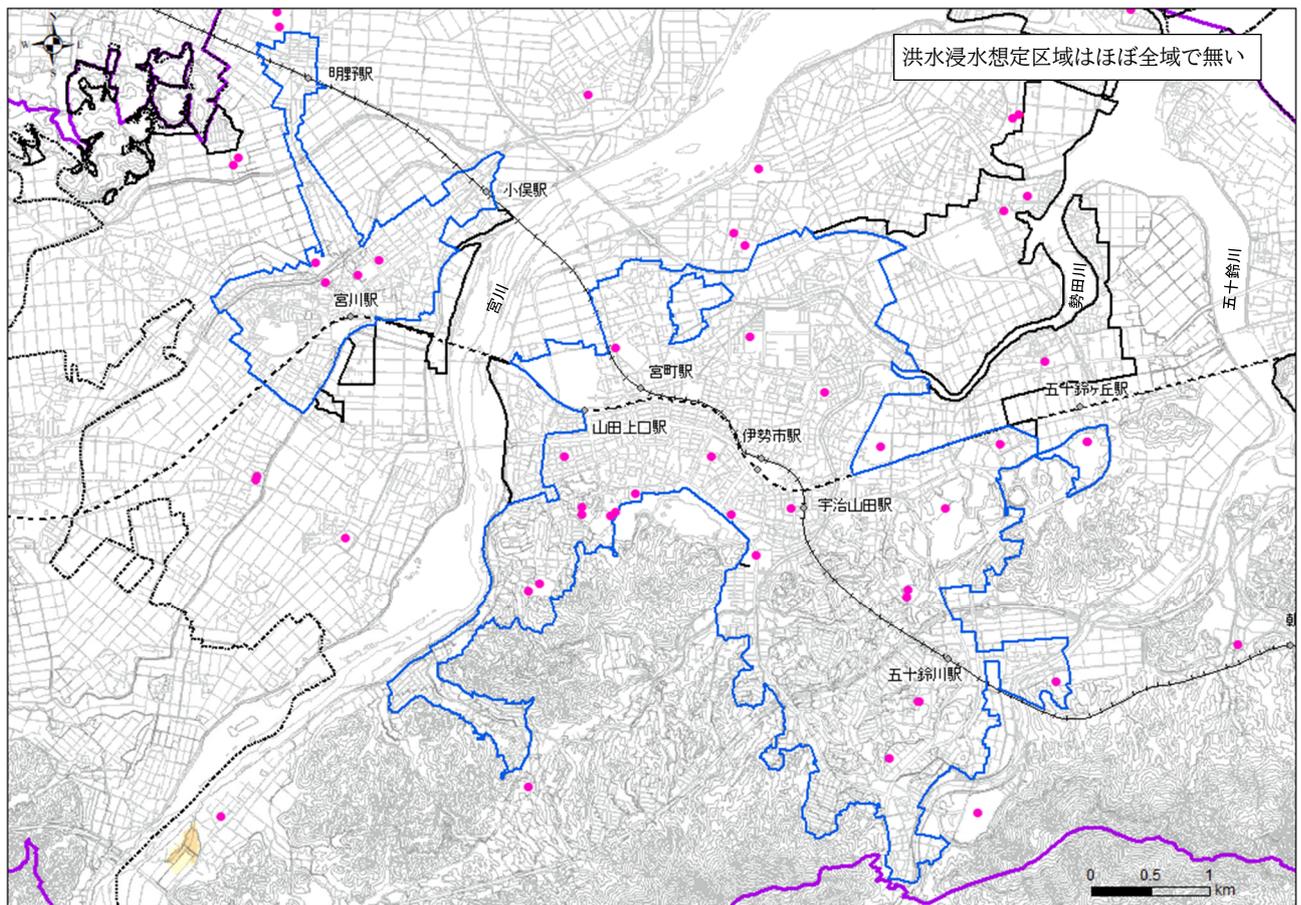
洪水、内水、高潮、津波などの水害が発生した際の、避難所の立地の安全性を確認します。

#### ①洪水浸水想定区域（高頻度）【視点1】

10年に1回程度の規模の降雨により想定される洪水浸水想定区域は、居住誘導区域内に存在しません。

#### 【凡例】

- 洪水浸水深3.0m以上（高頻度）
- 洪水浸水深0.5～3.0m未満（高頻度）
- 洪水浸水深0.0m超～0.5m未満（高頻度）
- 指定緊急避難所（洪水・土砂災害）
- 居住誘導区域（H30.3）
- 行政区域
- 都市計画区域
- 用途地域界



※令和2年度末の整備状況における想定

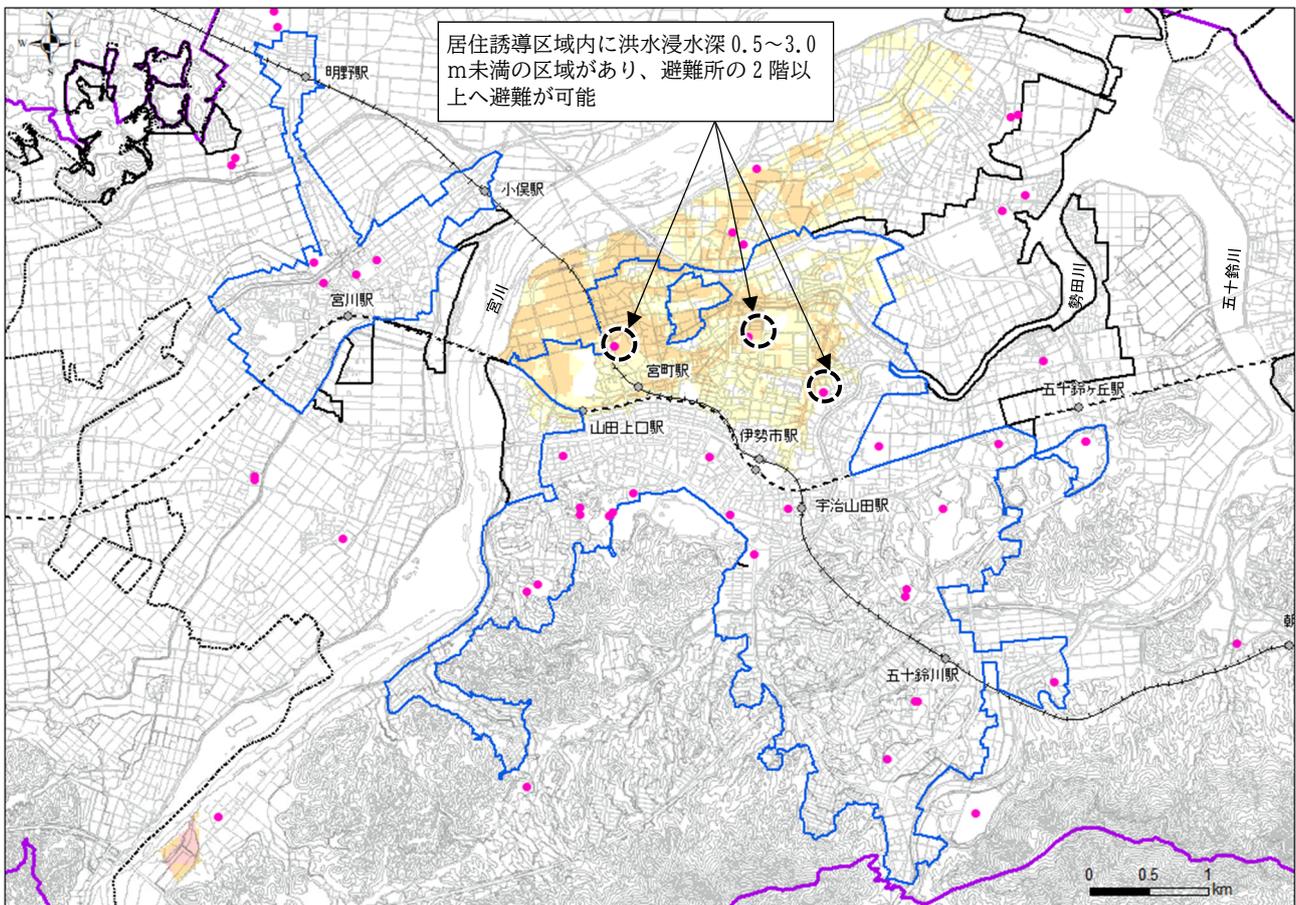
※避難所は令和3年4月1日時点

②洪水浸水想定区域（中頻度）【視点1】

50年に1回程度の規模の降雨により想定される洪水浸水想定区域については、居住誘導区域内に存在しています。

居住誘導区域内に洪水浸水深3.0m以上の区域は存在しません。

居住誘導区域内にある洪水浸水深0.5～3.0m未満の区域では、避難所の2階以上への避難が可能です。



※令和2年度末の整備状況における想定

※避難所は令和3年4月1日時点

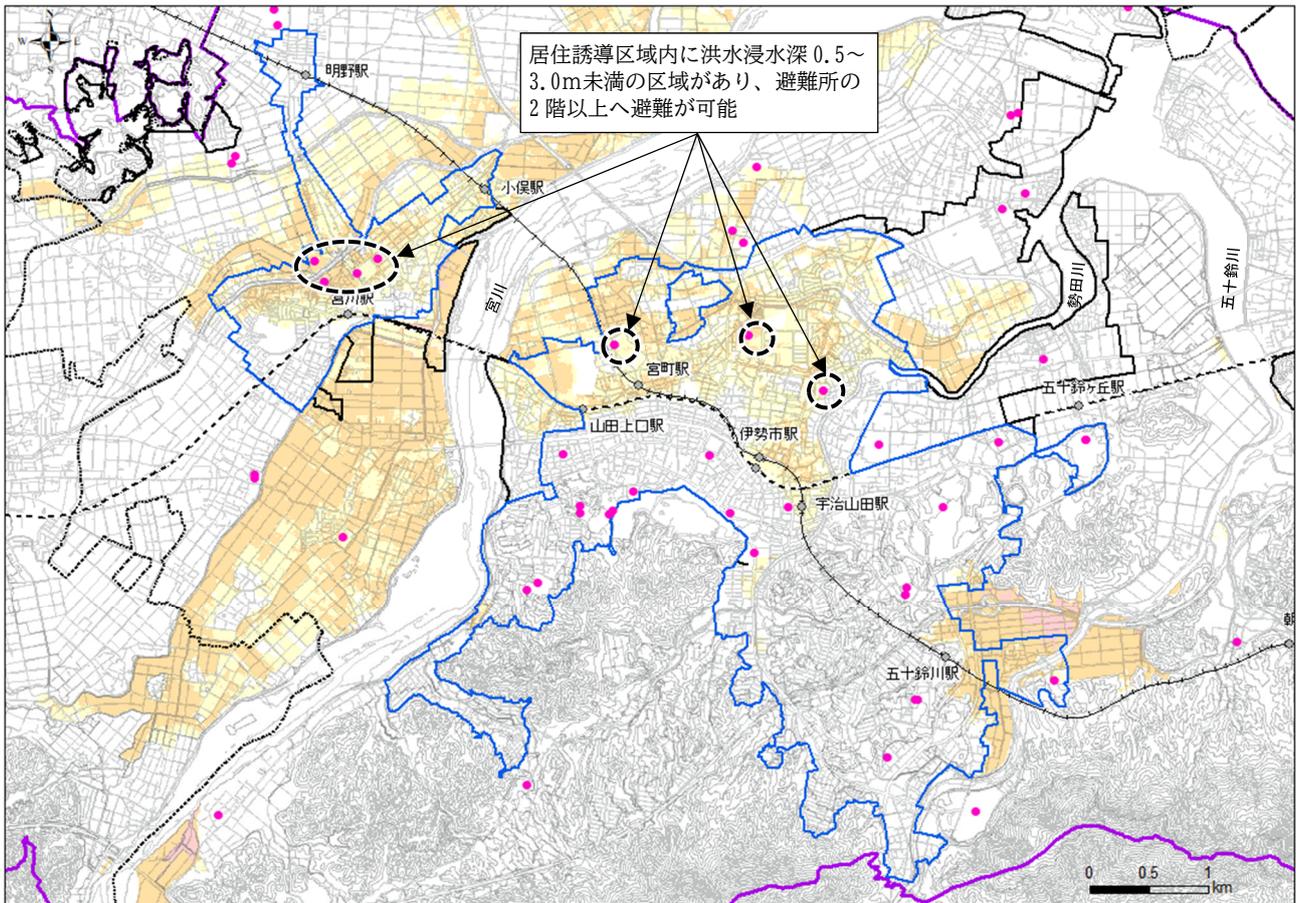
## 第4章 防災指針

### ③洪水浸水想定区域（計画規模）【視点1】

水防法の規定に基づく計画降雨により想定される洪水浸水想定区域は、居住誘導区域内に存在しています。

居住誘導区域内に洪水浸水深 3.0m以上の区域は存在していますが、避難所は立地していません。

居住誘導区域内にある洪水浸水深 0.5～3.0m未満の区域では、避難所の2階以上への避難が可能です。



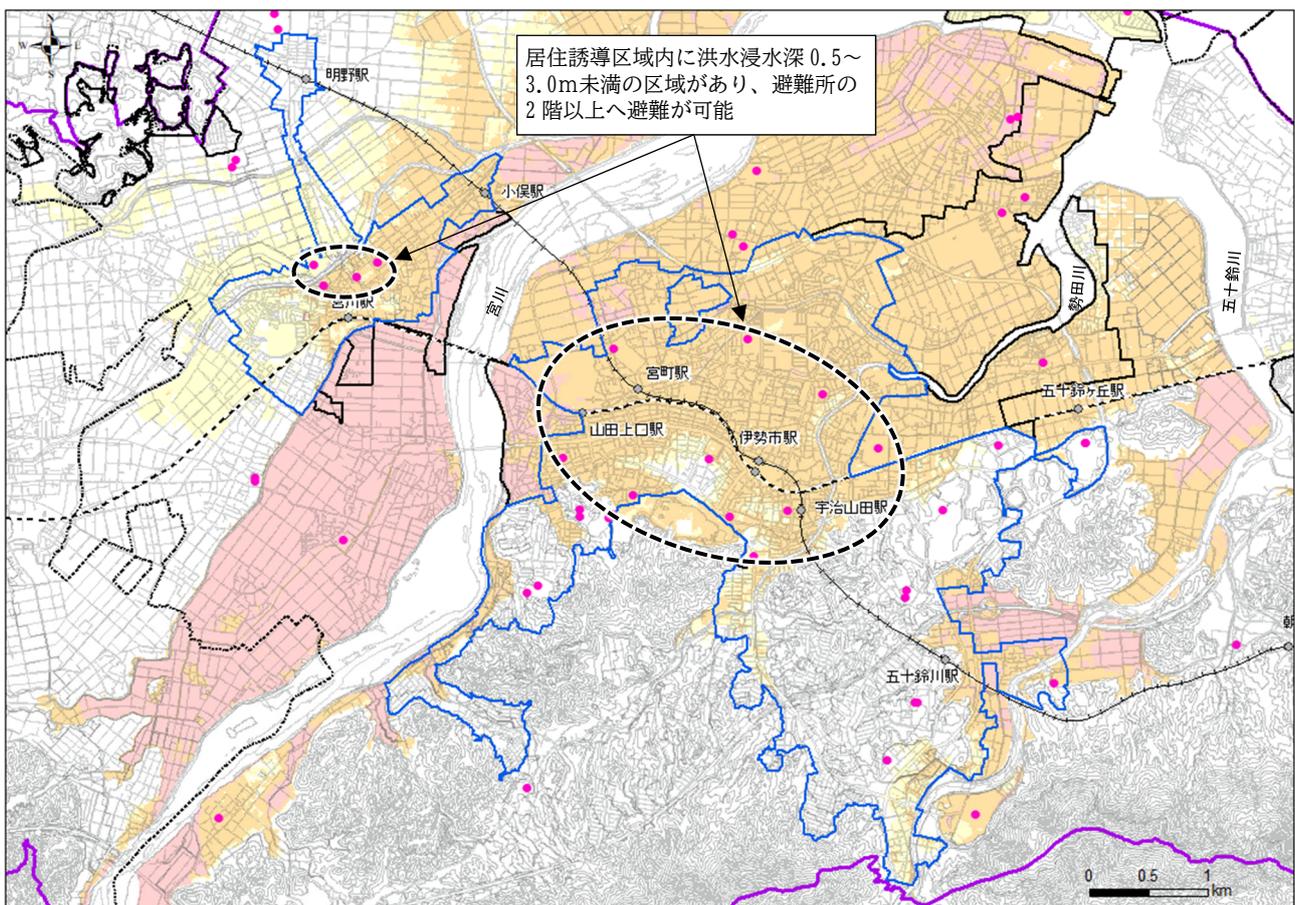
※避難所は令和3年4月1日時点

④洪水浸水想定区域（想定最大規模）【視点1】

水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域は、居住誘導区域内に存在していません。

居住誘導区域内の洪水浸水深 3.0m以上の区域には避難所は立地していません。

居住誘導区域内にある洪水浸水深 0.5～3.0m未満の区域では、避難所の2階以上への避難が可能です。

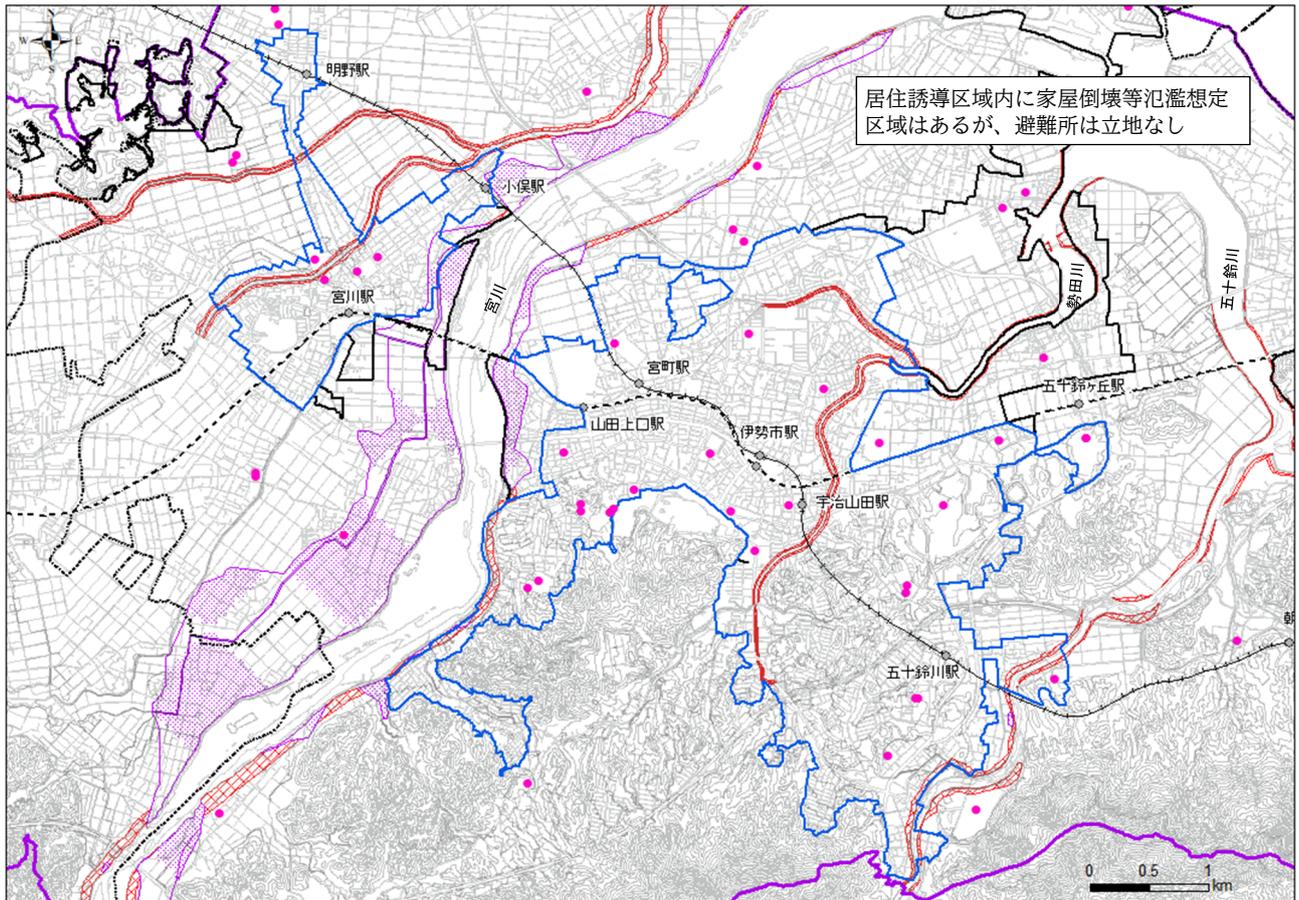
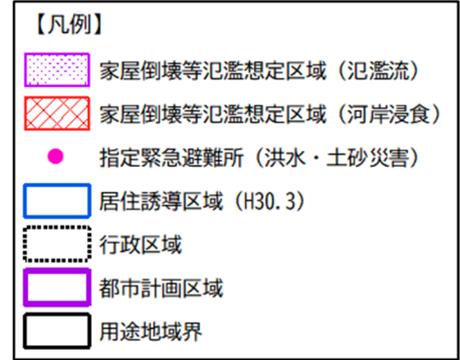


※避難所は令和3年4月1日時点

## 第4章 防災指針

### ⑤家屋倒壊等氾濫想定区域【視点1】

想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水による家屋倒壊等氾濫想定区域は、居住誘導区域内に存在していますが、避難所は立地していません。



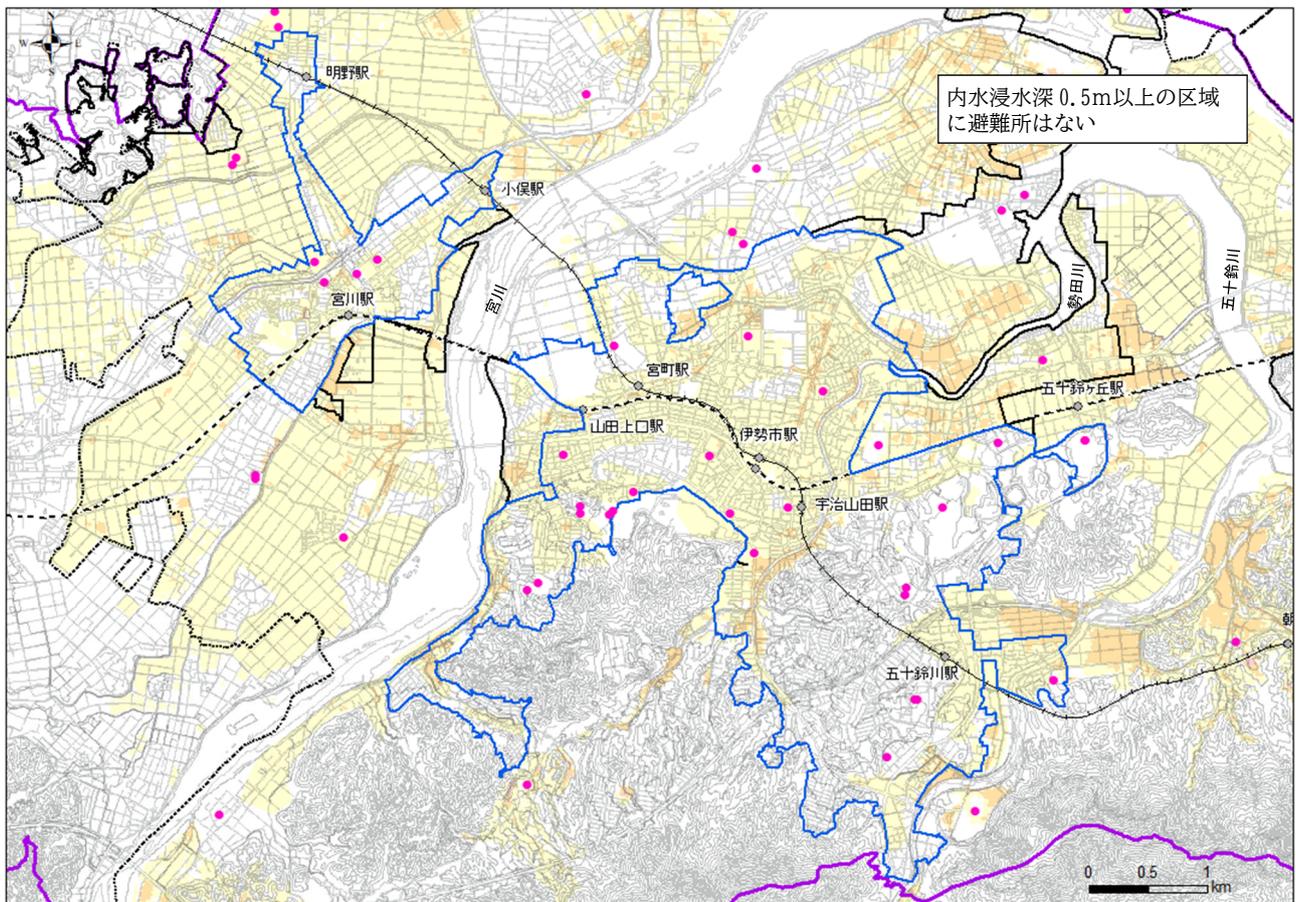
※避難所は令和3年4月1日時点

⑥内水浸水想定区域【視点1】

想定し得る最大規模の降雨による内水浸水想定区域は、居住誘導区域内に存在しています。

居住誘導区域内に内水浸水深 3.0m以上の区域は存在しません。

居住誘導区域内にある内水浸水深 0.5～3.0m未満の区域には避難所は立地していないことから、避難所への影響は低いです。



※避難所は令和3年4月1日時点

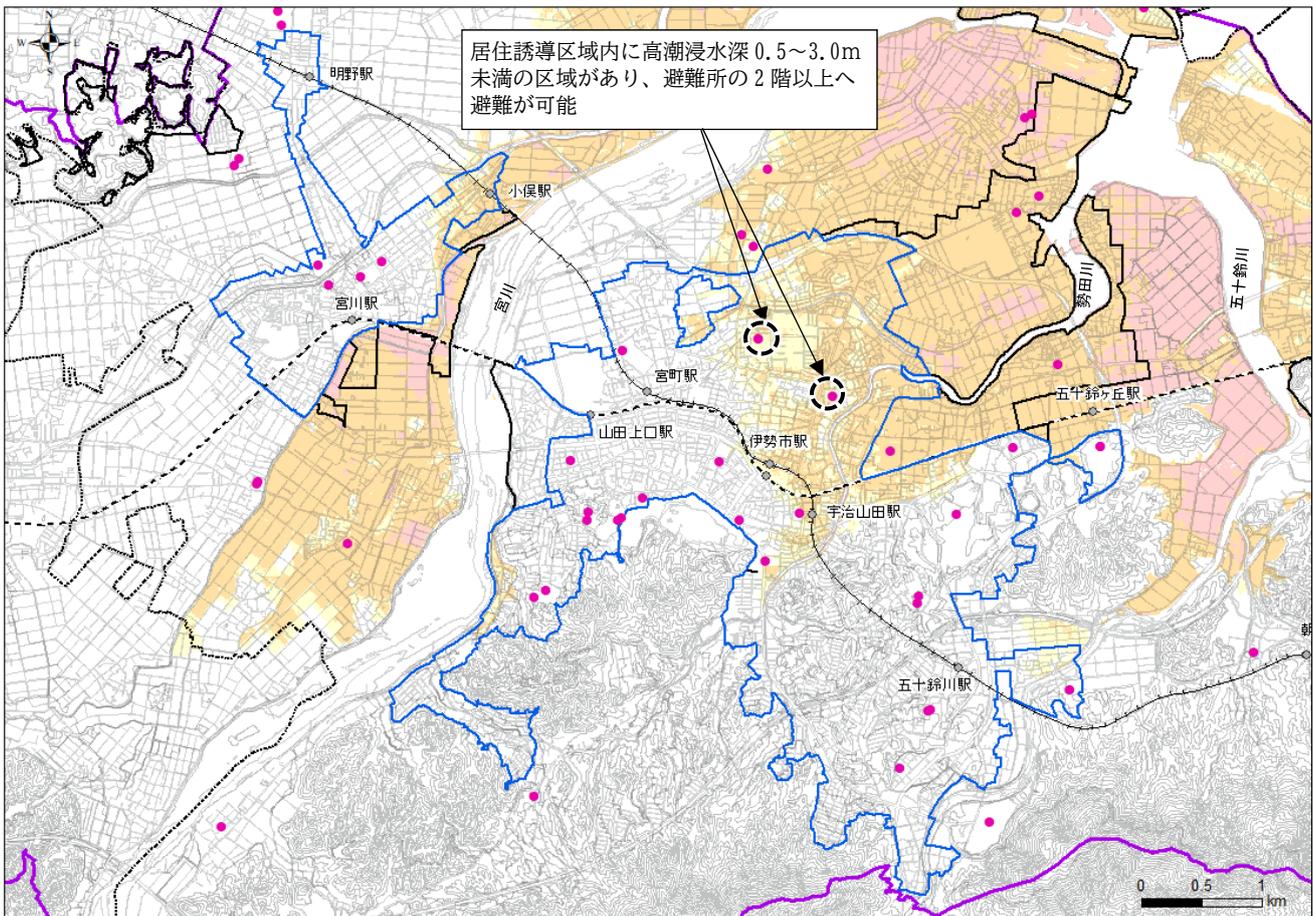
## 第4章 防災指針

### ⑦高潮浸水想定区域【視点1】

伊勢湾沿岸において想定し得る最大規模の高潮による高潮浸水想定区域は、居住誘導区域内に存在しています。

居住誘導区域に高潮浸水深3.0m以上の区域が存在していますが、避難所は立地していません。

居住誘導区域内にある高潮浸水深0.5～3.0m未満の区域では、避難所の2階以上への避難が可能です。



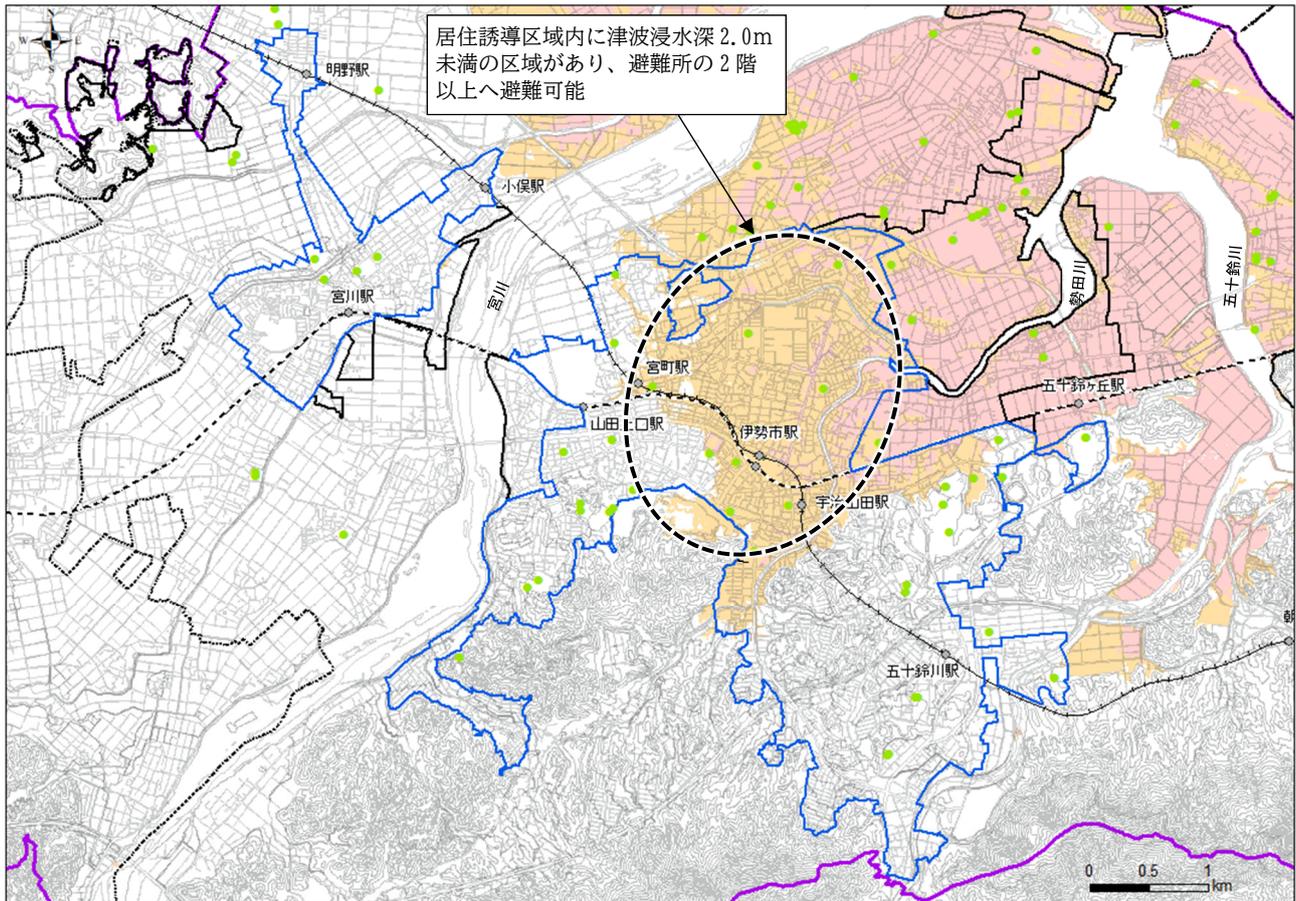
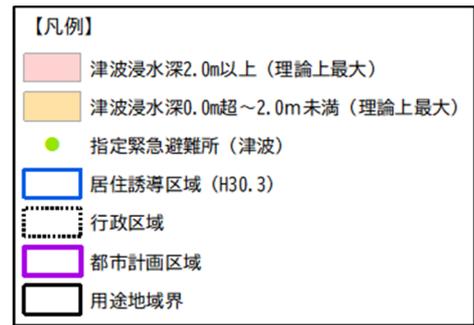
※避難所は令和3年4月1日時点

⑧津波浸水想定区域（理論上最大）【視点1】

理論上最大の津波による津波浸水想定区域は、居住誘導区域内に存在しています。

居住誘導区域内の津波浸水深 2.0m以上の区域が伊勢市駅北東部の一部に存在していますが、避難所は立地していません。

居住誘導区域内にある津波浸水深 2.0m未満の区域では避難所の2階以上への避難が可能です。



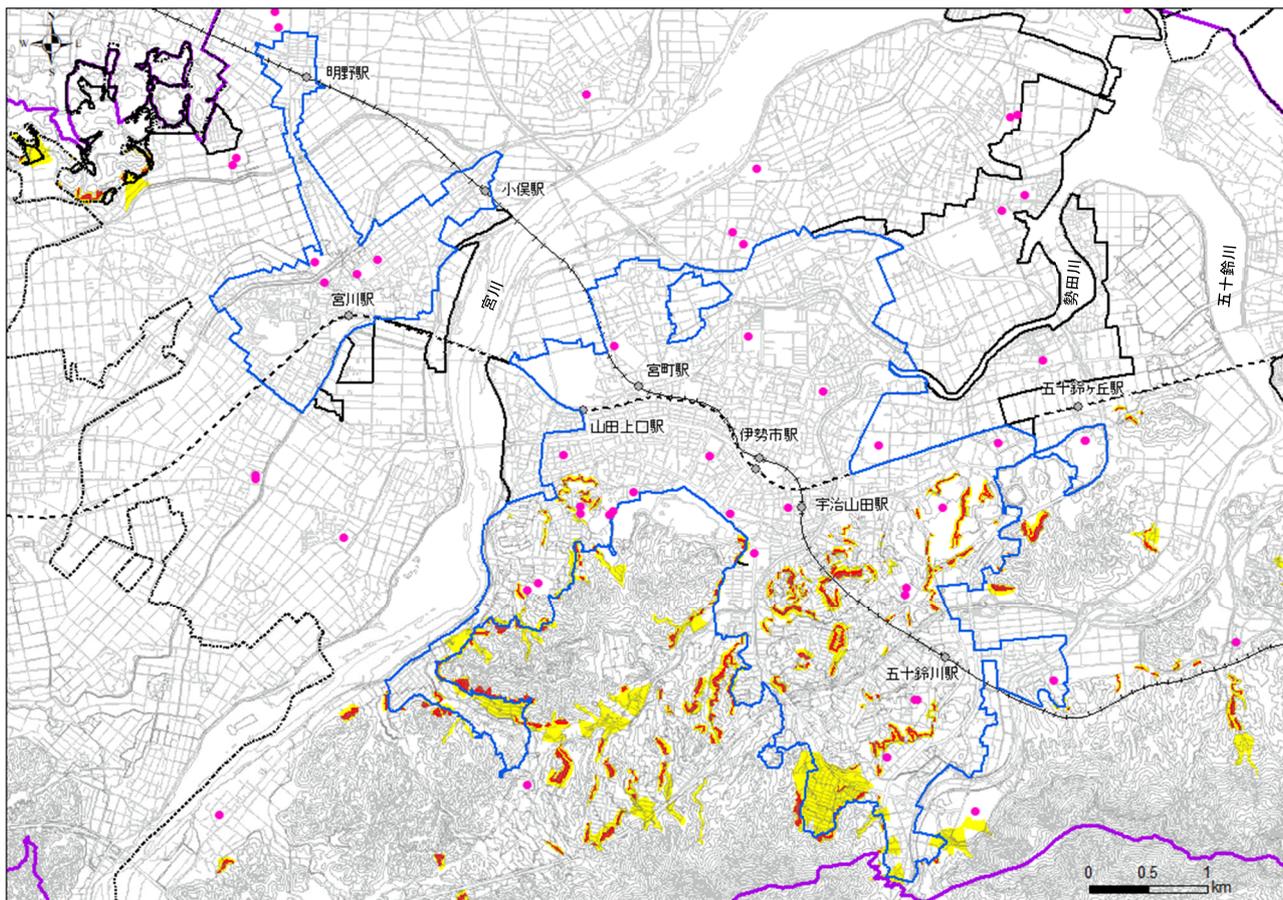
※避難所は令和3年4月1日時点

## 第4章 防災指針

### ⑨土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域【視点1】

土砂災害特別警戒区域は、居住誘導区域内からは除外されていますので存在しません。

土砂災害警戒区域は、居住誘導区域内に存在していますが、避難所は立地していません。



※避難所は令和3年4月1日時点

**視点2 垂直避難での対応**

洪水、内水、高潮、津波の水害が発生した際に、建物の2階以上への垂直避難で対応できるのかを把握します。

**①洪水浸水想定区域（高頻度）【視点2】**

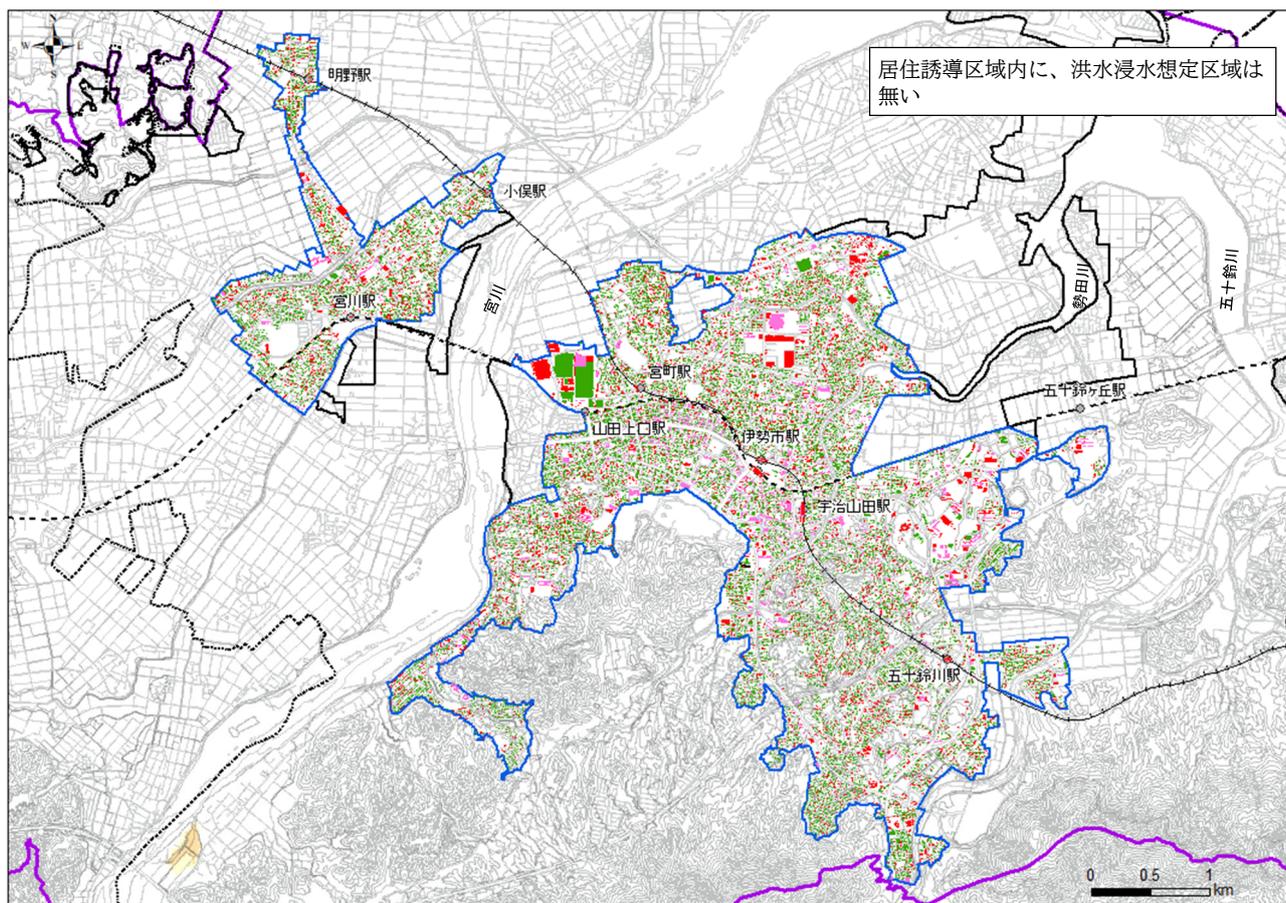
10年に1回程度の規模の降雨により想定される洪水浸水想定区域は、居住誘導区域内に存在しません。

**■浸水深別建築物戸数**

居住誘導区域 (H30.3)		洪水浸水想定区域 (高頻度)					
		0.0m超～0.5m		0.5～3.0m		3.0m～	
建築物戸数 (戸)	1階	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	2階	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	3階以上	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	区域内建築物戸数	36,054					

※戸数はGIS上で算出

資料：平成29年度 三重県都市計画基礎調査



※令和2年度末の整備状況における想定

## 第4章 防災指針

### ②洪水浸水想定区域（中頻度）【視点2】

50年に1回程度の規模の降雨により想定される洪水浸水想定区域は、居住誘導区域内に存在しています。

居住誘導区域内に洪水浸水深3.0m以上の区域は存在しません。

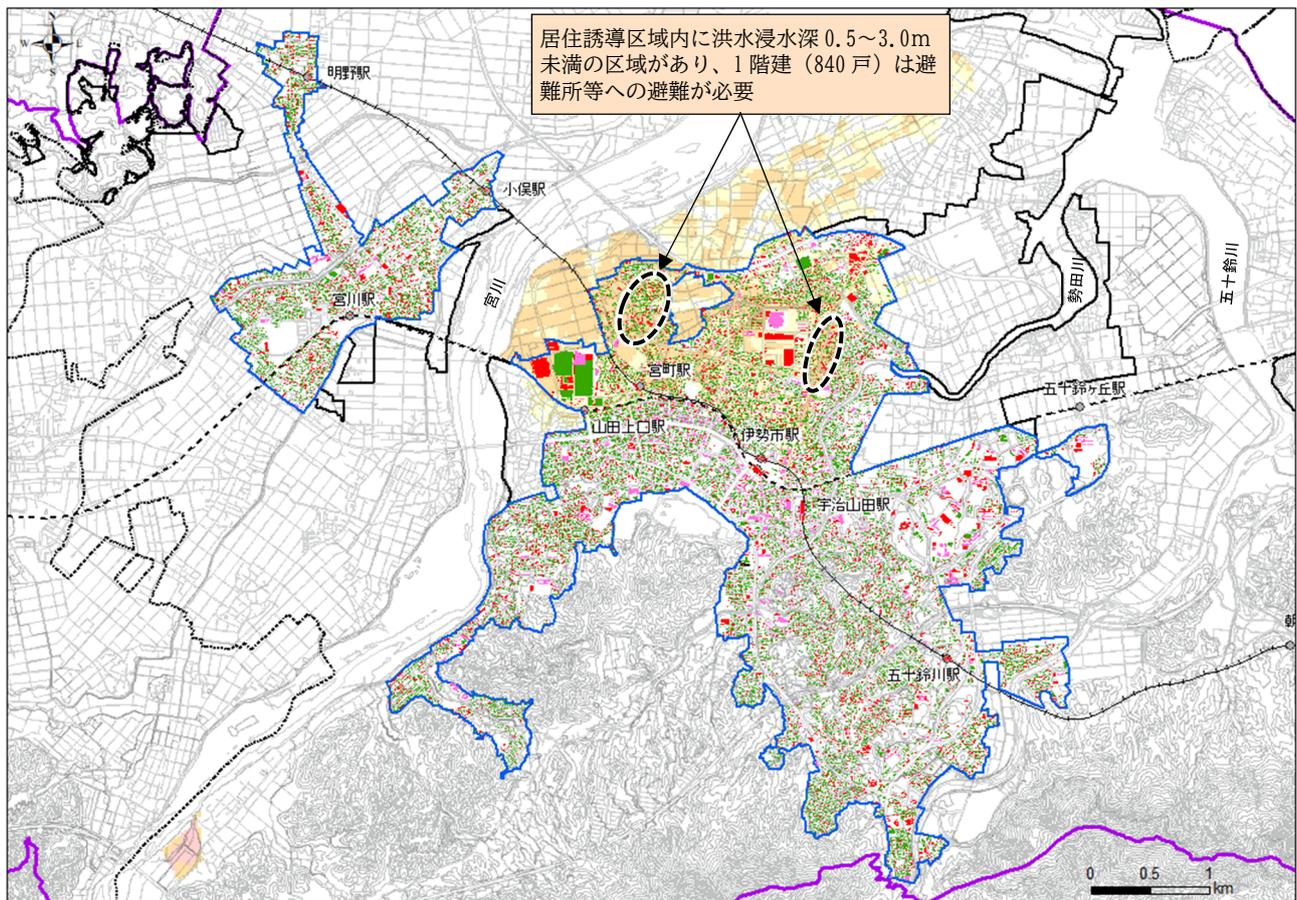
居住誘導区域内にある洪水浸水深0.5～3.0m未満の区域には、1階建の建築物が840戸（居住誘導区域内の建築物の2.3%）あり、これらの建築物では垂直避難での対応が出来ないため、避難所等への避難が必要です。

#### ■浸水深別建築物戸数

居住誘導区域（H30.3）		洪水浸水想定区域（中頻度）					
		0.0m超～0.5m		0.5～3.0m		3.0m～	
建築物戸数 （戸）	1階	1,654	4.6%	840	2.3%	0	0.0%
	2階	2,428	6.7%	1,196	3.3%	0	0.0%
	3階以上	204	0.6%	64	0.2%	0	0.0%
	区域内建築物戸数	36,054					

※戸数はGIS上で算出

資料：平成29年度 三重県都市計画基礎調査



※令和2年度末の整備状況における想定

③洪水浸水想定区域（計画規模）【視点2】

水防法の規定に基づく計画降雨により想定される洪水浸水想定区域は、居住誘導区域内に存在しています。

居住誘導区域内に洪水浸水深 3.0m以上の区域は存在していますが、建築物は立地していません。

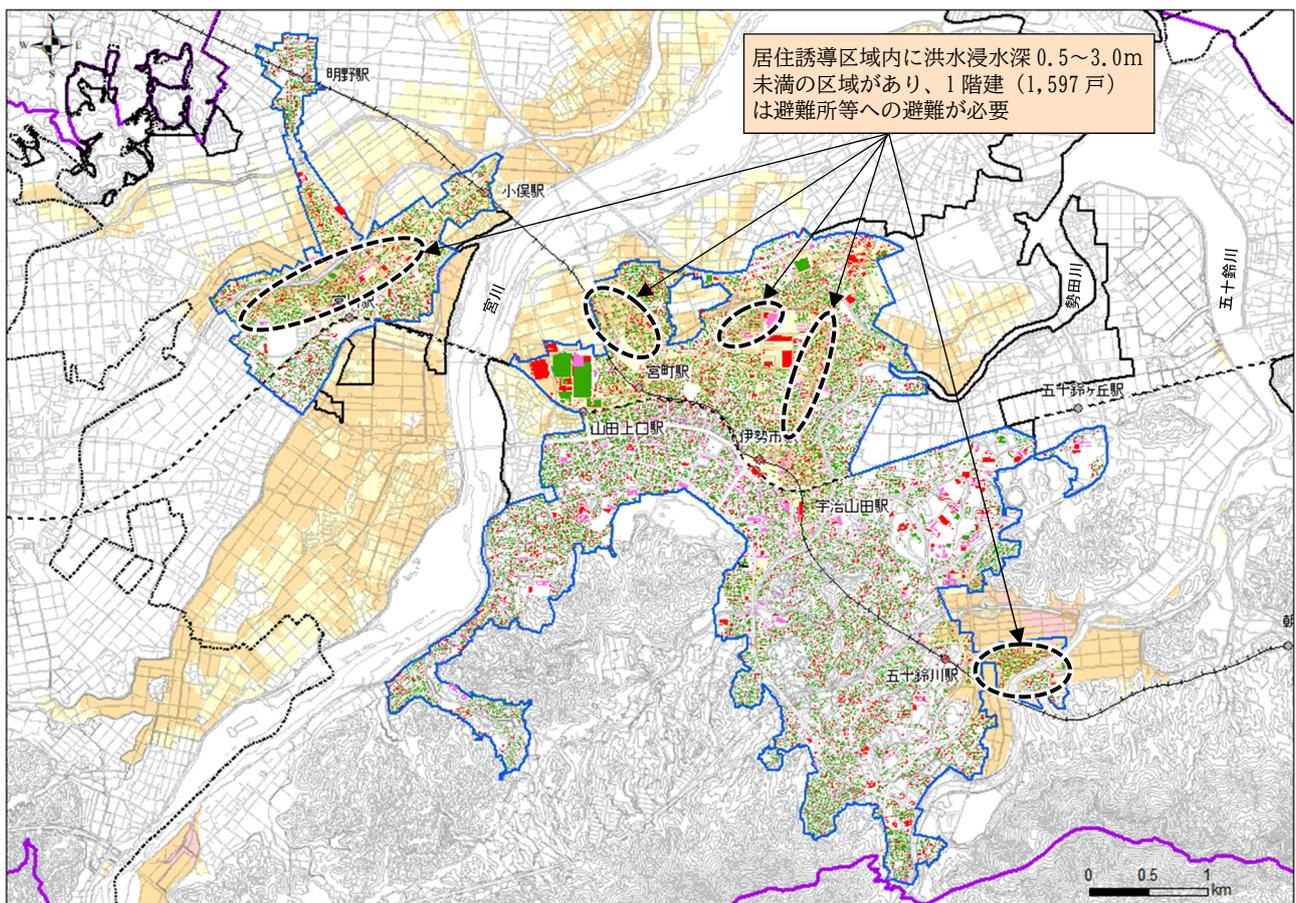
居住誘導区域内にある洪水浸水深 0.5～3.0m未満の区域には、伊勢市駅北側、宮町駅北側、宮川駅北側、五十鈴川駅東側などで1階建の建築物が1,597戸（居住誘導区域内の建築物の4.4%）あります。これらの建築物では垂直避難での対応が出来ないため、避難所等への避難が必要です。

■浸水深別建築物戸数

居住誘導区域 (H30.3)		洪水浸水想定区域 (計画規模)					
		0.0m超～0.5m		0.5～3.0m		3.0m～	
建築物戸数 (戸)	1階	2,927	8.1%	1,597	4.4%	0	0.0%
	2階	3,833	10.6%	1,657	4.6%	0	0.0%
	3階以上	271	0.8%	99	0.3%	0	0.0%
	区域内建築物戸数	36,054					

※戸数はGIS上で算出

資料：平成29年度 三重県都市計画基礎調査



## 第4章 防災指針

### ④洪水浸水想定区域（想定最大規模）【視点2】

水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域は、居住誘導区域内に存在しています。

居住誘導区域内にある洪水浸水深 3.0m以上の区域には、宮町駅北側や五十鈴川駅東側で1階建及び2階建の建築物が135戸（居住誘導区域内の建築物の0.4%）あります。

居住誘導区域内にある洪水浸水深 0.5～3.0m未満の区域には、伊勢市駅周辺や宮町駅周辺、宮川駅北側などで1階建の建築物が7,046戸（居住誘導区域内の建築物の19.5%）あります。これらの建築物では垂直避難での対応が出来ないため、避難所等への避難が必要です。

#### ■浸水深別建築物戸数

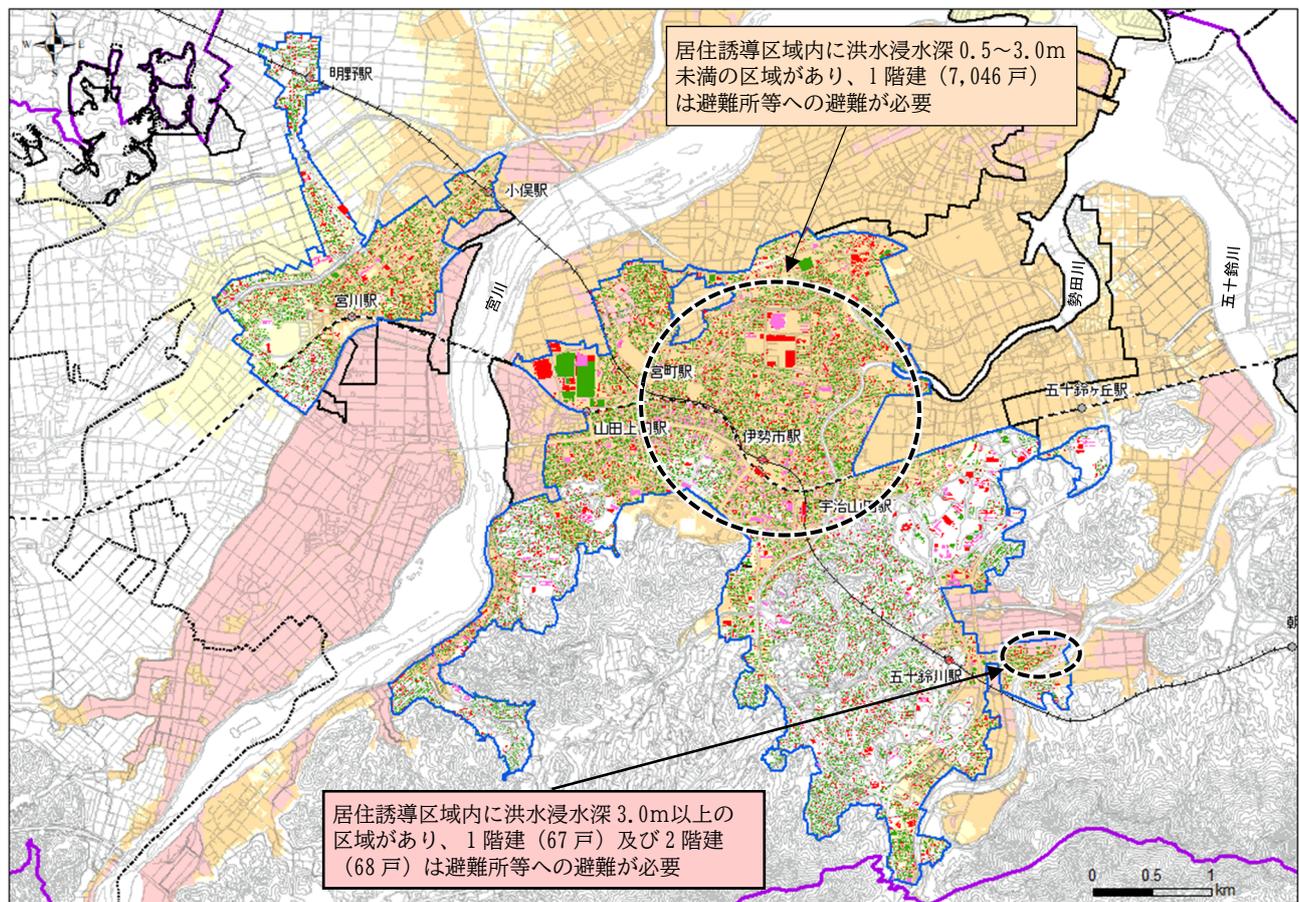
居住誘導区域 (H30.3)		洪水浸水想定区域 (想定最大)					
		0.0m超～0.5m		0.5～3.0m		3.0m～	
建築物戸数 (戸)	1階	1,497	4.2%	7,046	19.5%	67	0.2%
	2階	2,423	6.7%	10,457	29.0%	68	0.2%
	3階以上	230	0.6%	1,300	3.6%	2	0.0%
	区域内建築物戸数	36,054					

※戸数はGIS上で算出

資料：平成29年度 三重県都市計画基礎調査

#### 【凡例】

- 洪水浸水深3.0m以上（想定最大）
- 洪水浸水深0.5～3.0m未満（想定最大）
- 洪水浸水深0.0m超～0.5m未満（想定最大）
- 建築物 1階（居住誘導区域内）
- 建築物 2階（居住誘導区域内）
- 建築物 3階以上（居住誘導区域内）
- 居住誘導区域 (H30.3)
- 行政区域
- 都市計画区域
- 用途地域界



⑤家屋倒壊等氾濫想定区域【視点2】

想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水による家屋倒壊等氾濫想定区域は、居住誘導区域内に存在しています。

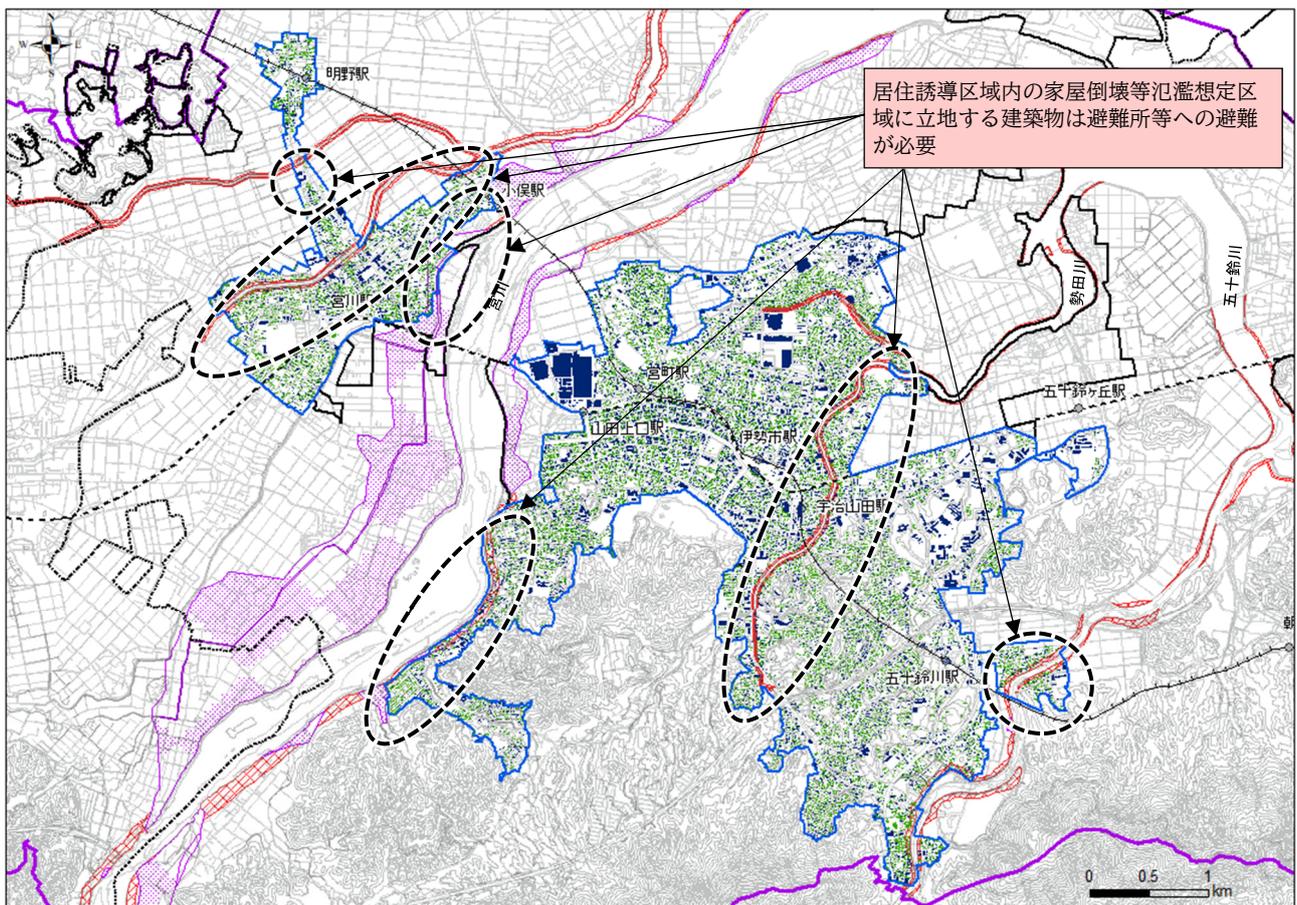
居住誘導区域内には、河岸浸食の区域に398戸（居住誘導区域内の建築物の1.1%）、氾濫流の区域に120戸（居住誘導区域内の建築物の0.3%）の木造建築物の立地がみられます。これらの建築物は、洪水等が発生した際には、流出あるいは倒壊する恐れがあり、垂直避難での対応が出来ないため、避難所等への避難が必要です。

■氾濫種類別建築物戸数

居住誘導区域 (H30.3)		家屋倒壊等氾濫想定区域			
		河岸浸食		氾濫流	
建築物戸数 (戸)	木造	398	1.1%	120	0.3%
	木造以外	348	1.0%	91	0.3%
	区域内建築物戸数	36,054			

※戸数はGIS上で算出

資料：平成29年度 三重県都市計画基礎調査



## 第4章 防災指針

### ⑥内水浸水想定区域【視点2】

想定し得る最大規模の降雨による内水浸水想定区域は、居住誘導区域内に存在しています。

居住誘導区域内に内水浸水深3.0m以上の区域は存在しません。

居住誘導区域内の内水浸水深0.5～3.0m未満の区域には、1階建の建築物が433戸（居住誘導区域内の建築物の1.2%）あります。これらの建築物では垂直避難での対応が出来ないため、避難所等への避難が必要です。

#### ■浸水深別建築物戸数

居住誘導区域 (H30.3)		内水浸水想定区域					
		0.0m超～0.5m		0.5～3.0m		3.0m～	
建築物戸数 (戸)	1階	6,944	19.3%	433	1.2%	0	0.0%
	2階	10,760	29.8%	614	1.7%	0	0.0%
	3階以上	1,365	3.8%	46	0.1%	0	0.0%
	区域内建築物戸数	36,054					

※戸数はGIS上で算出

資料：平成29年度 三重県都市計画基礎調査

#### 【凡例】

- 内水浸水深3.0m以上
- 内水浸水深0.5～3.0m未満
- 内水浸水深0.0m超～0.5m未満
- 建築物\_1階（居住誘導区域内）
- 建築物\_2階（居住誘導区域内）
- 建築物\_3階以上（居住誘導区域内）
- 居住誘導区域 (H30.3)
- 行政区域
- 都市計画区域
- 用途地域界

